

## 会議等議事録

件名	西大阪地域水防災連絡協議会 第2回行政WG
日時	令和元年12月18日(水)
場所	西大阪治水事務所 1階 会議室
出席者	行政WG構成員(代理出席も含む)
<p>【議事】</p> <p>&lt;議題&gt;</p> <p>1. 概ね5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今年度承認された項目を加えて整理した。</li><li>・今後、各組織の取組みをまとめ、来年度の協議会で報告することを確認した。</li><li>・要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況を報告。</li></ul> <p>2. 浸水想定区域図の作成状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大阪府内の洪水タイムライン等の進捗状況を説明。</li><li>・神崎川流域(対象:神崎川・中島川・西島川・左門殿川)の想定最大の洪水浸水シミュレーションの進捗状況を説明。</li><li>・大阪湾沿岸の高潮タイムライン等の進捗状況を説明。</li><li>・タイムライン策定に向けて今後の進め方について議論した。</li></ul> <p style="text-align: right;">以上</p>	

# 会議等議事録

件名 西大阪地域水防災連絡協議会 第1回行政WG（書面開催）

実施日 令和2年4月30日（木）

## 【議事】

1. 協議会（書面開催）について
  - ・書面開催の可否について意見照会
2. 協議会規約改正について
  - ・協議会規約改正について意見照会
3. 概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況について
  - ・各組織の目標達成のための概ね5年間の取組について、令和元年度末の進捗状況を報告
  - ・令和2年1月時点の要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況を報告
4. 河川砂防施設の整備及び維持管理等について
  - ・西大阪治水事務所及び寝屋川水系改修工営所の令和2年度予定事業を紹介
  - ・おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組紹介
  - ・想定最大降雨の浸水想定区域図作成のスケジュールについて情報提供
  - ・西大阪治水事務所及び寝屋川水系改修工営所の令和元年度河川巡視点検結果を紹介
5. 令和2年度 大阪府水防計画の改定について
  - ・大阪府水防計画の改定概要資料を配布・意見照会
  - ・西大阪治水事務所及び寝屋川改修工営所の水防活動について情報提供
6. 水害・土砂災害からの避難のあり方について
  - ・令和元年台風19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について議論、検討され、取りまとめられた報告について情報提供
7. 気象台による防災情報提供について
  - ・気象情報の改善の取組を紹介

以上、1～7を行政WG構成員に確認いただいた。

# 令和元年度 大阪市の取組状況(情報伝達、避難計画等に関する事項)

取組み機関名	大阪市	資料2
具体的取組	避難情報の発信見直し	

活動報告

- 平成31年3月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」をうけ、本市における避難情報の発信内容等について、見直しを行い、出水期(6月)より運用しました。
- 発信内容の変更について、本市HPや区の広報紙等の活用やリーフレット及びポスターの配布により市民周知に努めました。

## 避難情報の発信見直しに係る広報・啓発ツール

ホームページ



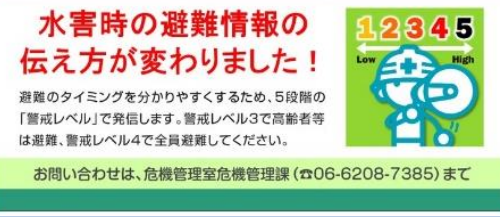
リーフレット (市民配布)



市役所モニター放映 (エレベーター前)



市役所からのお知らせ



活動の効果  
ならびに  
今後の課題

- 【効果】市民のとるべき行動をより直感的に理解しやすくするとともに発信内容を様々な媒体を活用し、市民周知を図ることができました。
- 【課題】改定後の災害報道(台風21号)において、新聞やテレビ等で伝えられる際に、「警戒レベル」の文字・言葉があまり使用されていなかった。(一部市民からも問合せが寄せられた)  
⇒ 「警戒レベル」を使用した報道が一般的な表現となるよう醸成していく必要がある。

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（R元年度改訂版）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況 (令和元年度末)	これまでの進捗状況 (H30年度末)
事項	具体的な取組			
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>				
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>				
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年6月から洪水予報河川である神崎川（安威川）のホットラインを実施。</li> <li>・その他、水位設定している河川及び危機管理型水位計を設置する河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。</li> </ul>	寝屋川、神崎川、安威川のホットライン構築済  池田・茨木土木事務所管内の河川においてホットライン構築済	神崎川、安威川のホットライン構築済  一部水位周知河川においてホットライン構築済	
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築をする。	高潮浸水想定区域図などの公表後、沿岸市とホットライン構築に着手	想定最大規模の高潮浸水想定図を検討中	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・平成30年夏の試行版完成を目標にタイムラインの作成を行う（寝屋川流域） ・試行版に引き続き、多機関連携型タイムラインを作成。	広域タイムライン策定のための手引きを作成済み。安威川流域・寝屋川流域の試行版作成済み。	広域タイムライン策定のための手引きを作成済み。寝屋川流域の試行版作成済み。	
【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。	寝屋川流域広域タイムラインの運用実績の振り返りを実施。神崎川流域の想定最大浸水区域図を公表。一部市では避難勧告等の判断・伝達マニュアルで設定。	寝屋川流域の試行版の運用実績の振り返りを見直しに反映予定。神崎川流域の想定最大浸水区域図を検討中。	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府市の行政間で構築した神崎川のタイムラインを策定済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続き、タイムラインの構築をめざす。	神崎川、寝屋川流域の避難勧告型タイムライン構築済み	神崎川、安威川の避難勧告型タイムライン構築済み	
【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・市域における、市町村、警察、消防など関係機関と多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。  【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	2018年に市町村タイムライン策定のための手引きを作成済み。安威川流域において一部の市では作成済み。  一部市では避難勧告等の判断・伝達マニュアルで設定。他市も避難勧告発令基準について、見直し実施中。	2018年に市町村タイムライン策定のための手引きを作成済み。安威川流域において作成中。  神崎川の想定最大浸水区域図の公表に合わせ発令基準を見直す等検討中。	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	【タイムラインの作成】 ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	大阪府でコミュニティタイムラインのパンフレット作成・HP掲載。一部市で地域防災計画改定等に合わせタイムラインの見直し実施中。	洪水リスクの高い地域から検討予定。神崎川流域では未着手。	
【コミュニティ】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	大阪府でコミュニティタイムラインのパンフレット作成・HP掲載。神崎川流域合同防災訓練（豊中市域）を実施。	神崎川流域合同防災訓練（豊中市域）を実施。	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市を跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。	大阪沿岸（泉州）高潮タイムライン策定WGの情報共有等を実施。	沿岸市町と連携した高潮タイムライン勉強会を実施。	
【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	高潮災害に係る広域避難勉強会(大阪府・堺市)を実施。	沿岸市町と連携した高潮タイムライン勉強会を実施。	

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（R元年度改訂版）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況 (令和元年度末)	これまでの進捗状況 (H30年度末)
事項	具体的な取組			
【市域】	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【避難勧告等タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告等タイムラインを作成する。	大阪沿岸（泉州）高潮タイムライン策定WGの情報共有等を実施。 高潮災害に係る広域避難勉強会(大阪府・堺市)を実施。	沿岸市町と連携した高潮タイムライン勉強会を実施。
		【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域単位の多機関連携型タイムラインを作成する。	沿岸市町や防災機関が参画する大阪湾沿岸（泉州）高潮タイムライン策定WGを実施 高潮災害に係る広域避難勉強会(大阪府・堺市)を実施	2018年に広域タイムライン策定のための手引きを作成済み。沿岸市町と連携した高潮タイムライン勉強会を実施。
		【避難勧告等タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	高潮災害に係る広域避難勉強会(大阪府・堺市)を実施。 一部市では避難勧告等の判断・伝達マニュアルで設定。	沿岸市町と連携した高潮タイムライン勉強会を実施。避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討。
【コミュニティ】	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【タイムラインの作成】 ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	高潮災害に係る広域避難勉強会(大阪府・堺市)を実施。	想定最大の浸水想定区域図の公表に合わせて、対象地区の選定や作成に着手する。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	高潮災害に係る広域避難勉強会(大阪府・堺市)を実施。	想定最大の浸水想定区域図の公表に合わせて、対象地区の選定や避難訓練を実施する。
水害危険性の周知促進		【水位周知河川拡大の検討、浸水想定】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成。	神崎川水系、寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、城北川の想定最大浸水区域図を作成・公表済み。	神崎川の想定最大浸水区域図の策定中。水位周知河川拡大について現在該当なし。
		【水位周知下水道の指定】 ・梅田地区の地下街で水位周知下水道を検討する。 ・大阪府水防計画への反映について検討する。	現在、水位計の設置工事中。	
高潮災害の危険性の周知	【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模の高潮浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位の設定等を行う。	想定最大規模の浸水想定区域図を作成済み、区域指定に向けた関係機関調整及び高潮氾濫危険水位の設定検討を実施中。	高潮の想定最大規模の浸水想定区域を検討中。	
ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映	水防災情報システムの更新業務に着手中。 「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、防災気象情報と警戒レベルの対応。	水防災情報システムの更新業務に着手	
防災施設の機能に関する情報提供の充実	堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施。	防災施設の役割や治水効果について、HPや見学会・マスコミの取材対応等で周知。 寝屋川流域では、治水対策等を周知するインフォメーションセンターの設置準備中。調節池の効果を生民に周知する簡易シミュレーションシステムを開発。		

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（R元年度改訂版）

具体的な取組の柱				
事項		主な取組内容	これまでの進捗状況 (令和元年度末)	これまでの進捗状況 (H30年度末)
具体的な取組				
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。		大阪市と豊中市・吹田市で洪水・津波時に協定締結済み。大阪府では広域避難検討ワーキンググループを設立。	大阪市と豊中市・吹田市で洪水・津波時に協定締結済み。
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、高潮災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。		該当施設について、地域防災計画に規定済み。作成例を示すなど、順次計画策定を要請。	該当施設について、地域防災計画に規定済み。作成例を示すなど、順次計画策定を要請。
<b>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>				
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）	【浸水想定及び河川水位の情報提供】 ・2020年度までに想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。		寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、城北川、神崎川の浸水想定区域図を公表済。	寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、城北川の浸水想定区域図を公表済。神崎川の浸水想定区域図を検討中。
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（高潮）	2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う。		大阪湾域の想定最大規模の浸水想定区域図を作成済み。区域指定に向けた関係機関調整中。	大阪湾域の想定最大規模浸水想定区域図を検討中。2019年度前期に公表予定。
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（下水道）	・2020年度を目標に梅田地区の地下街の水位周知下水道を指定した場合は、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う		周知下水道の検討のため、現在、水位計の設置工事中。	
水害ハザードマップの作成、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。		寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、城北川、神崎川で想定最大規模の浸水想定図公表済。 2018年度までの浸水想定区域図については公表及びハザードマップの全戸配布済み。2019年度のデータを反映したものは一部市で配布周知済。 改訂後に国ハザードマップポータルサイトに随時反映。	2018年度までの浸水想定区域図については公表及びハザードマップの全戸配布済み。寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、城北川で想定最大規模の浸水想定図公表済。神崎川の想定最大規模の浸水想定図検討中。
	【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定等に基づく水害ハザードマップ等を作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップ等の作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。		令和2年度台風期までを目標に大阪湾域の浸水想定区域図の公表、指定を行う。 改訂後に国ハザードマップポータルサイトに随時反映。	高潮の想定最大規模の浸水想定を検討中。2019年度を目標に大阪湾域の浸水想定区域図の公表、指定を行う。
	【内水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において、内水を含め想定される水害とその影響等について分析・検討し、水害ハザードマップへの表示方法について検討を実施。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施		水位周知下水道の検討のため、現在、水位計の設置工事中。 改訂後に国ハザードマップポータルサイトに随時反映。	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（R元年度改訂版）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況 (令和元年度末)	これまでの進捗状況 (H30年度末)
事項	具体的な取組			
	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知。	過去の浸水実績や2018年度の台風の記録等をパネル展示やハザードマップ・地域防災計画へ掲載をすることにより、住民等へ周知。	過去の浸水実績や2018年度の台風の記録等をパネル展示やハザードマップ・地域防災計画へ掲載をすることにより、住民等へ周知。
	水害の記録の整理	・過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表	過去の浸水実績や2018年度の台風の記録等をパネル展示やハザードマップ・地域防災計画・ホームページへ掲載。	過去の浸水実績や2018年度の台風の記録等をパネル展示やハザードマップ・地域防災計画・ホームページへ掲載。
	災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	海拔表示板やまるとまちHMを設置。 一部市では指定避難所等の看板に想定浸水深を表示予	
	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育を充実させる。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施	児童・生徒対象の防災講座・施設見学会・避難訓練等を実施。	防災教育に関するポータルサイトを掲載。 児童・生徒対象の防災講座等を実施。
	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援	・要配慮者利用施設に対し、防災対策の一層の強化を求める通知を送付。 ・校区単位の防災計画やマップづくりを支援。 ・地域防災力の向上に係る全国事例等を情報共有。 ・地域防災リーダー育成講習、水防事務組合の研修を実施。	
	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有	各市でマイタイムラインの作成要領の掲載、雛型の作成等を実施。	
	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計の設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。	2018年度までに神崎川流域、寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路に水位計、カメラ設置済。 新規設置の予定なし。	2018年度までに神崎川流域、寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路に水位計、カメラ設置済。 新規設置の予定なし。
	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討	マイタイムラインでの啓発や、帰宅困難時の臨時避難所の設定等を実施	

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（R元年度改訂版）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況 (令和元年度末)	これまでの進捗状況 (H30年度末)
事項	具体的な取組			
<b>(2) 被害軽減の取組</b>				
<b>① 水防体制の強化に関する事項</b>				
重要水防箇所の確認及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新に伴う重要水防箇所の見直し</li> <li>・河川管理者と水防管理者による河川巡視点検の実施</li> <li>・港湾管理者等と水防管理者による海岸巡視点検の実施</li> </ul>	港湾管理者、河川管理者および水防管理者による巡視点検を実施。	港湾管理者、河川管理者および水防管理者による巡視点検を実施。	
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団の募集、自主防災組織、企業参画などを促すための具体的な広報について検討、実施</li> </ul>	地下鉄広告、関係市町区や防災関連イベント、津波・高潮ステーション等において、水防団の活動の紹介、水防団・水防協力団体募集を呼びかけた。	地下鉄広告、関係市町区や防災関連イベント、津波・高潮ステーション等において、水防団の活動の紹介、水防団・水防協力団体募集を呼びかけた。	
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施</li> </ul>	国、府、市、水防事務組合、水防団等関係機関と連携した水防訓練や住民参加の震災訓練を実施。	国、府、市、水防事務組合、水防団等関係機関と連携した水防訓練や住民参加の震災訓練を実施。	
水防関係者間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。</li> </ul>	国・府・市・水防事務組合及び水防団と連携した訓練を実施。 大和川右岸水防事務組合と八尾市とで相互応援協定の締結。	国・府・市・水防事務組合及び水防団と連携した訓練を実施。	
<b>② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項</b>				
市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	協議会の場等において、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討する。	大阪府では医療関係部局と連携の確保。 豊中市では市立病院と市役所と連絡体制を構築済。 大阪市では要配慮者利用施設や地下街管理者への防災情報メールの配信システムを整備済。	2018年度7月豪雨の際、府・市で情報伝達を実施。豊中市では市立病院と市役所と連絡体制を構築済。	
市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	協議会の場等において、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に機能確保に関する情報を共有し、各施設管理者に対し、耐水化や非常電源等の整備を施設管理者に働きかける。	豊中市庁舎・市立豊中病院等において非常用発電設備を整備済。 大阪市では非常用電源設備等を建物の上層階へ移設。	豊中市庁舎・市立豊中病院等において非常用発電設備を整備済。	
<b>(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組</b>				
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>				
排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有する。</li> <li>・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成</li> <li>・排水計画の実施</li> </ul>	大阪市域では、大阪大規模都市水害対策検討会において、洪水・高潮による排水検討を実施。豊中市域では浸水継続時間の検討中。	大阪市域では、大阪大規模都市水害対策検討会において、洪水・高潮による排水検討を実施。豊中市域では浸水継続時間の検討中。	
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供</li> <li>・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供</li> <li>・市町村が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施</li> <li>・他事例の情報収集、共有</li> </ul>	寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、城北川、神崎川で想定最大規模の浸水想定図公表済。 2019年度までに浸水被害軽減地区の指定はなし。	寝屋川、古川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、城北川で想定最大規模の浸水想定図公表済。 神崎川の想定最大規模の浸水想定検討中。 2018年度までに浸水被害軽減地区の指定はなし。	
流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進</li> <li>・ため池の治水活用の推進</li> </ul>	既存ストックの活用とともに、開発事業においても条例に基づき、雨水流出抑制施設を設置。ため池による治水活用も実施。	既存ストックの活用とともに、開発事業においても条例に基づき、雨水流出抑制施設を設置。	



## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（R元年度改訂版）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況 (令和元年度末)	これまでの進捗状況 (H30年度末)
事項	具体的な取組			
<b>(4) 河川管理施設の整備等に関する事項</b>				
<b>河川管理施設の整備等に関する事項</b>				
堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画、中期計画に基づき、順次河川整備を推進する。</li> <li>河川特性マップを周知、共有する。</li> <li>河川施設の維持管理状況（施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等）について、必要に応じ協議会で共有する。</li> </ul>	寝屋川北部地下河川（城北立坑）事業等、順次河川整備を実施。また、河川特性マップ（寝屋川流域）や河川施設の維持管理状況を協議会で情報共有。	寝屋川北部地下河川（城北立坑）事業等、順次河川整備を実施。また、河川特性マップ（寝屋川流域）や河川施設の維持管理状況を協議会で情報共有。	
本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【2018年の緊急点検 河川砂防】</li> <li>堤防強化対策等を整備（神崎川）</li> <li>樹木、堆積土砂等の撤去（全地域 44河川）</li> </ul>	神崎川にて堤防強化対策（護岸補修）を順次実施。 平野川分水路（南新喜島橋下流～天王田橋上流）で堆積土砂撤去工事を実施。		
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行整備内容（余裕高部、バラベツ、天端部の補強等）の協議会での共有</li> <li>危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討</li> </ul>	西大阪地域の高潮対策（計画高潮潮位、堤防高）及び南海トラフ巨大地震対策の現行整備内容をホームページに掲載。	高潮対策（計画高潮潮位、堤防高）及び南海トラフ巨大地震対策の現行整備内容をホームページに掲載。	
重要インフラの機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【下水道】</li> <li>下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成</li> <li>浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援</li> </ul>	吹田市では下水道管理者において、水害時におけるBCPを作成。		
水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画等に基づき、樋門、水門、排水機場、防潮施設等の改修等を順次実施し、重要インフラの機能確保を行う。</li> <li>水門等の運用体制を確保済み。必要に応じて現行体制の課題を抽出し、体制の見直しを行う。</li> </ul>	平野川分水路排水機場、水門施設、防潮扉の更新工事を順次実施。 訓練を実施し、連絡体制等の万全な体制を取っている。	平野川分水路排水機場、水門施設、防潮扉の更新工事を順次実施。	
河川管理の高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>【施設管理におけるドローンの活用】</li> <li>今後の活用方法を検討する。</li> </ul>	ドローン活用について研修を実施。 施設管理（施設補修計画策定のため）でドローンを活用	ドローン活用について研修を実施。 施設管理（施設補修計画策定のため）でドローンを活用。	
<b>(5) 減災・防災に関する国の支援</b>				
<b>減災・防災に関する国の支援</b>				
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	防災・安全交付金の効果促進事業にてハザードマップ作成等可能	防災・安全交付金の効果促進事業にてハザードマップ作成等可能	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク表示図の公表を実施。</li> <li>関係機関（市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知</li> <li>開発申請者などへのリスクの周知</li> </ul>	不動産関係事業者・開発関係業者は申請時等、また、宅地防災研修会や農業委員会等にてリスク周知を実施。	不動産関係事業者・開発関係業者は申請時等、また、宅地防災研修会や農業委員会等にてリスク周知を実施。	
災害時及び災害復旧に対する支援	災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。	都市整備推進センターと共催で、災害復旧・査定研修を実施。	都市整備推進センターと共催で、災害復旧・査定研修を実施	
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整。	総合災害情報システム（Dimaps）掲載情報更新に向け、国からの依頼に基づき、国ハザードマップポータルサイトへデータ提供。	統合災害情報システム（Dimaps）の活用に向け、国からの依頼に基づき、活用状況調査を実施	

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法の改正

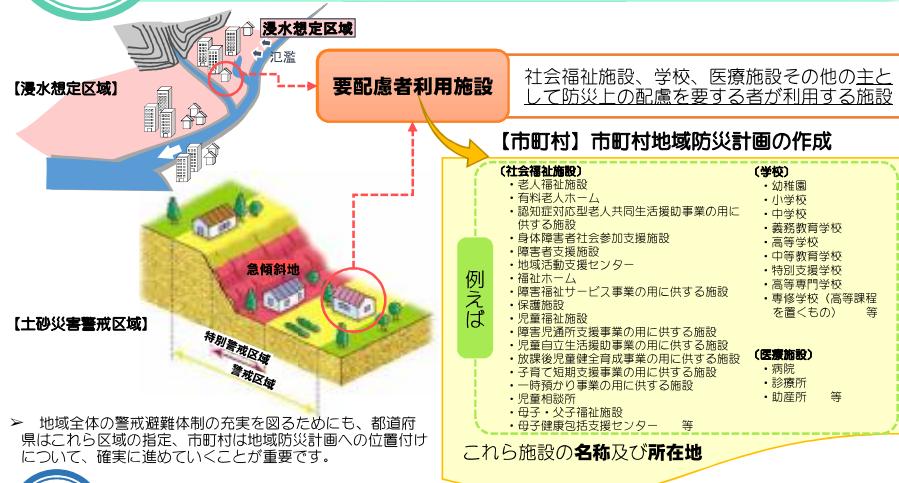
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



## 1 避難確保計画作成の支援

※ 「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
  - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
  - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

## 2 避難確保計画の確認

※ 「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
  - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

## 3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
  - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

## 4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
  - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
  - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



法改正に関する問い合わせ

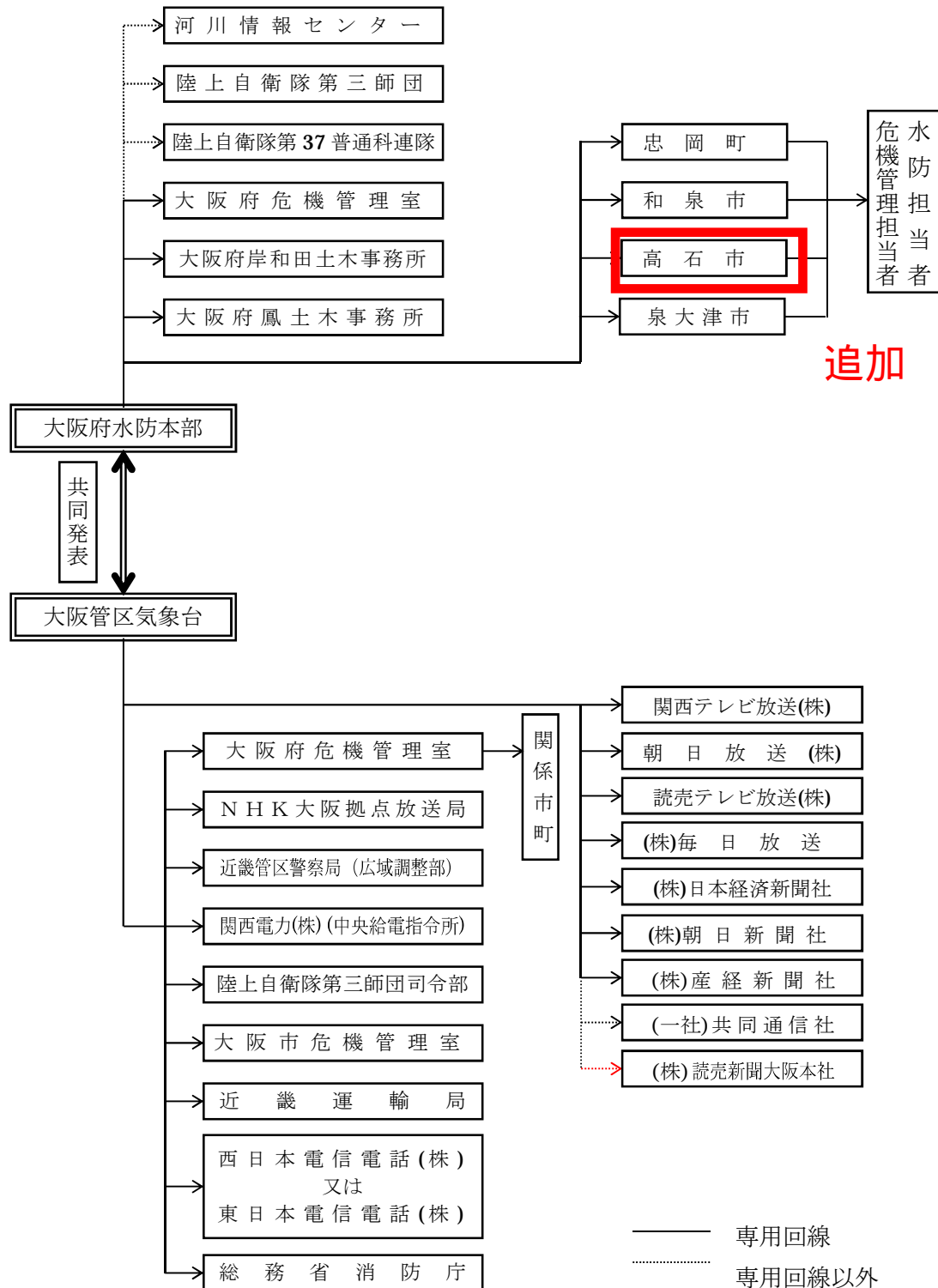
国土交通省水管理・国土保全局 TEL：03-5253-8111（代表）

水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

- **洪水浸水想定区域図の指定に伴う変更の反映**
  - 大津川・榎尾川の洪水予報通信連絡系統図において必要な通知先の見直しを反映(第5章第4節)
  - 水位情報通知先の見直しを反映(第5章第5節)
  - 佐野川の水防警報発表基準水位の見直しを反映(第5章第6節)
  - 水防警報通知先の見直しを反映(第5章第6節)
  - 府管理河川の浸水想定区域図指定状況の見直しを反映(第17章第1節)
  
- **警戒レベルに関する記述の追加(第5章第9節)**

## 第5章第4節

### 6. 大津川・榎尾川洪水予報通信連絡系統図



## 第5章第5節

対象管内	発表者	水位情報 周知 河川名	指定河川に対する水位情報通知先	
			受報者	受報担当者
枚方 土木事務所 管内	枚方土木 事務所長	天野川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 交野市 水防管理者 交野市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 道路河川課長 危機管理室付課長 事務局長
		穂谷川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 事務局長
		船橋川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 事務局長
富田林 土木事務所 管内	富田林土木 事務所長	東除川	羽曳野市 水防管理者 羽曳野市 危機管理担当者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者 藤井寺市 水防管理者 藤井寺市 危機管理担当者 八尾市 水防管理者 八尾市 危機管理担当者	危機管理室長 同上 危機管理課長 同上 工務担当部長 危機管理室長 危機管理室長 同上 都市整備部長 危機管理監
		西除川 (上流域)	大阪狭山市 水防管理者 大阪狭山市 危機管理担当者 堺市 危機管理室 堺市 水防管理者	危機管理担当部長 同上 危機管理室長 土木部長
		西除川 (下流域)	堺市 危機管理室 堺市 水防管理者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者	危機管理室長 土木部長 危機管理課長 同上
鳳 土木事務所 管内	鳳土木 事務所長	石津川 (全区域)	堺市 危機管理室 堺市 水防管理者	危機管理室長 土木部長
		芦田川	高石市 水防管理者 高石市 危機管理担当者 堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者 泉大津市 危機管理担当者 泉大津市 水防管理者	総務部長 同上 危機管理室長 土木部長 危機管理監 都市政策部長

追加

## 第5章第6節

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
西除川 27	左岸	大阪狭山市池之原 2 丁目地先(狭山池ダム洪水吐)から大和川合流点まで	12.7	上流域	野 田	1.00	1.40	1.60
	右岸	同 上		下流域	布忍橋	2.50	3.70	4.00
石津川 28	左岸	堺市西区草部地先(陶器川合流点)から海まで	6.7	上流域	万崎橋	3.00	3.10	3.45
	右岸	同 上		下流域	戎 橋	3.75	3.85	4.20
芦田川 29	左岸	高石市西取石 3 丁目 192 番地先(国道 26 号橋下流端)から海まで	2.7	全区域	加 茂	1.20	1.45	1.55
	右岸	高石市西取石 3 丁目 223 番 56 地先(国道 26 号橋下流端)から海まで						
大津川 30	左岸	忠岡町馬瀬 3 丁目地先(牛滝川と槇尾川の合流点)から海まで	2.6	全区域	楯並橋	2.25	3.50	3.65
	右岸	泉大津市板原地先(牛滝川と槇尾川の合流点)から海まで						
槇尾川 31	左岸	和泉市三林町地先(川中橋下流端)から大津川合流点まで	8.8	上流域	川中橋	1.75	1.90	2.20
	右岸	同 上		下流域	桑原大橋	2.50	3.00	3.45
牛滝川 32	左岸	岸和田市岡山町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで	4.9	上流域	山直橋	1.25	2.20	2.30
	右岸	岸和田市三田町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで		下流域	高板橋	2.25	2.35	2.60
春木川 33	左岸	岸和田市下松町地先(上轟橋下流端)から海まで	3.7	全区域	森池橋	2.50	3.25	3.65
	右岸	岸和田市額原町地先(上轟橋下流端)から海まで						
津田川 34	左岸	貝塚市半田 4 丁目地先(虎橋下流端)から海まで	2.6	全区域	青木橋	1.25	2.65	2.80
	右岸	貝塚市久保地先(虎橋下流端)から海まで						
近木川 35	左岸	貝塚市橋本地先(積善橋下流端)から海まで	2.8	全区域	昭永橋	1.25	1.55	2.00
	右岸	同 上						
見出川 36	左岸	泉佐野市鶴原地先(王子新橋下流端)から海まで	1.7	全区域	見出川橋	1.30	1.50	1.60
	右岸	貝塚市王子地先(王子新橋下流端)から海まで						
佐野川 37	左岸	泉佐野市中庄地先(雨山川と住吉川の合流点)から海まで	3.0	全区域	佐野川	1.50	1.65	1.90
	右岸	泉佐野市上瓦屋地先(雨山川と住吉川の合流点)から海まで						
樫井川 38	左岸	泉南市兎田地先(JR 阪和線鉄橋下流端)から海まで	4.4	全区域	大正大橋	2.25	3.30	3.60
	右岸	泉佐野市上之郷地先(JR 阪和線鉄橋下流端)から海まで						
男里川 39	左岸	阪南市鳥取中地先(山中川と菟砥川の合流点)から海まで	2.5	全区域	男里川橋	2.75	4.00	4.25
	右岸	同 上						

更新

## 第5章第9節 追加

### 第9節 警戒レベル

#### 1. 警戒レベル

警戒レベルとは、災害時に避難行動が容易にとれるよう、住民がとるべき行動を5段階に分けたものである。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」において、避難行動を促す情報及び防災気象情報と各レベルとの対応が整理され、その位置づけを明確にしている。

#### 2. 警戒レベル相当情報

住民自らが行動をとる際の判断の参考となる情報として、指定河川洪水予報、河川の水位情報、大雨警報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度分布等を警戒レベル相当情報として区分し、提供される。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
			洪水に関する情報 水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3	
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4	・高潮特別警報 ・高潮警報 ・暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改

善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2) 避難勧告等に関するガイドラインでは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

## 第10節 ホットラインの構築と活用

### 1. ホットライン

ホットラインとは、市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するため、土木事務所長等と市町村長等が直接電話等で連絡する仕組みのことである。

水防警報河川（39河川）における氾濫危険情報や、府内34市町村における土砂災害警戒情報を発表した際などにホットラインを行うものである。

ホットラインによる情報提供は、市町村長の判断の支援のための情報提供であり、市町村長が適切に判断できるよう客観的、技術的な情報を的確かつ確実に伝えることが重要であるため、伝達者と受達者、対象とする事象、実施する条件、タイミング、伝達すべき事項等について、あらかじめ各市町村と調整し、共有しておくこととする。

### 2. ホットラインの実効性を高めるための平常時からの取り組み

限られた時間の中で、電話等によりの確・確実に河川・土砂災害の情報を伝えられるようにするため、平常時からあらかじめホットラインにより伝達する情報の内容の調整と確認を十分に行い、情報を共有しておくものとする。

また、切迫した環境の中で、重要な情報の伝達を行うためには、互いの信頼関係が重要であることから、出水期前には伝達者と受達者がそれぞれのレベルでコミュニケーションを積み重ね、信頼関係を構築する。

### 3. タイムラインの策定とその活用

災害対応にあたる防災関係機関が連携して、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を策定し、その中にホットラインを明記し、訓練等で活用するものとする。



## 第17章第1節

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
淀川 (寝屋川流域)	寝屋川 第二寝屋川 恩智川 平野川 平野川分水路 古川 楠根川	H31.3.20	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市
淀川	安威川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html</a>	茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、大阪市
淀川 (神崎川流域)	神崎川	R2.1.31	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、摂津市、高槻市
大津川	大津川・槇尾川	H31.3.20	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html</a>	和泉市、泉大津市、泉北郡忠岡町、高石市
大津川	牛滝川	H31.3.20	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html</a>	岸和田市、和泉市、泉北郡忠岡町

更新

### 府管理水位情報周知河川

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
淀川	余野川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ono.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ono.html</a>	池田市
淀川	箕面川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/minoo.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/minoo.html</a>	池田市、箕面市、豊中市
淀川	千里川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enri1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enri1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa3.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa4.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa4.html</a>	豊中市、箕面市
淀川	天竺川 兔川	H17.7.1 R2.1.31	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、豊中市
淀川	高川	R2.1.31	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、豊中市、吹田市

更新

水系名	河川名	浸水想定 区 域 公表時点	想 定 最 大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	山田川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	吹田市、茨木市、 摂津市、大阪市
淀川	茨木川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	吹田市、茨木市、 摂津市、大阪市
淀川	芥川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市
淀川	女瀬川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市、茨木市
淀川	檜尾川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市、 三島郡島本町
淀川	水無瀬川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市、 三島郡島本町
淀川	天野川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	枚方市、交野市、 四條畷市
淀川	穂谷川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	枚方市、交野市
淀川	船橋川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	枚方市
大和川	東除川	R1.11.26	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、堺市、八 尾市、富田林市、 松原市、藤井寺 市、羽曳野市、大 阪狭山市
大和川	西除川 (上流)	R1.11.26	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	堺市、富田林市、 河内長野市、大阪 狭山市
大和川	西除川 (下流)	R1.11.26	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、堺市、松 原市、大阪狭山市
石津川	石津川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu3.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu4.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu4.html</a>	堺市
芦田川	芦田川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	堺市、泉大津市、 高石市

更新

追加

更新

追加

更新

更新

第5章 第5節

4. 水位情報の発表者及び通知先

対象管内	発表者	水位情報 周知 河川名	指定河川に対する水位情報通知先		
			受報者	受報担当者	
池田 土木事務所 管内	池田土木 事務所長	余野川	池田市 水防管理者 池田市 危機管理担当者	都市建設部長 危機管理課長	
		箕面川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上	
			池田市 水防管理者 池田市 危機管理担当者	都市建設部長 危機管理課長	
			箕面市 水防管理者 箕面市 危機管理担当者	総務部長 同上	
			兵庫県宝塚土木事務所 兵庫県伊丹市 水防管理者 兵庫県伊丹市 危機管理担当者	管理第二課長 危機管理室長 同上	
			千里川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上
				箕面市 水防管理者 箕面市 危機管理担当者	総務部長 同上
天竺川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者			危機管理室長 同上 工務担当部長 危機管理監	
	兔川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理室長 同上		
		高川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者 吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者	危機管理室長 同上 工務担当部長 危機管理監 危機管理室長 同上	
茨木川	茨木市 水防管理者 茨木市 危機管理担当者		危機管理課長 同上		
	山田川		摂津市 水防管理者 摂津市 危機管理担当者 吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者	総務部長 同上 危機管理室長 同上	
芥川			高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者	危機管理室長 同上 事務局長	
	女瀬川		高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者	危機管理室長 同上	
檜尾川		高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者	危機管理室長 同上 事務局長		
	茨木 土木事務所 管内	茨木土木 事務所長	茨木川	茨木市 水防管理者 茨木市 危機管理担当者	危機管理課長 同上
山田川				摂津市 水防管理者 摂津市 危機管理担当者 吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者	総務部長 同上 危機管理室長 同上
			芥川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者	危機管理室長 同上 事務局長
女瀬川				高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者	危機管理室長 同上
			檜尾川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者	危機管理室長 同上 事務局長

対象管内	発表者	水位情報 周知 河川名	指定河川に対する水位情報通知先	
			受報者	受報担当者
茨木 土木事務所 管内	茨木土木 事務所長	水無瀬川	島本町 水防管理者 島本町 危機管理担当者 高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者	危機管理室長 同上 危機管理室長 同上 事務局長
枚方 土木事務所 管内	枚方土木 事務所長	天野川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 交野市 水防管理者 交野市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 道路河川課長 危機管理室付課長 事務局長
		穂谷川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 事務局長
		船橋川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土木部長 危機管理室長 事務局長
富田林 土木事務所 管内	富田林土木 事務所長	東除川	羽曳野市 水防管理者 羽曳野市 危機管理担当者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者 藤井寺市 水防管理者 藤井寺市 危機管理担当者 八尾市 水防管理者 八尾市 危機管理担当者 <u>堺市 危機管理室</u> <u>堺市 水防管理者</u>	危機管理室長 同上 危機管理課長 同上 工務担当部長 <u>危機管理監</u> 危機管理室長 同上 都市整備部長 危機管理監 <u>危機管理室長</u> <u>土木部長</u>
		西除川 (上流域)	大阪狭山市 水防管理者 大阪狭山市 危機管理担当者 堺市 危機管理室 堺市 水防管理者	危機管理担当部長 同上 危機管理室長 土木部長
		西除川 (下流域)	堺市 危機管理室 堺市 水防管理者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者 <u>大阪市 水防管理者</u> <u>大阪市 危機管理担当者</u>	危機管理室長 土木部長 危機管理課長 同上 <u>工務担当部長</u> <u>危機管理監</u>
鳳 土木事務所 管内	鳳土木 事務所長	石津川 (全区域)	堺市 危機管理室 堺市 水防管理者	危機管理室長 土木部長
		芦田川	高石市 水防管理者 高石市 危機管理担当者 堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者 泉大津市 危機管理担当者 泉大津市 水防管理者	総務部長 同上 危機管理室長 土木部長 危機管理監 都市政策部長

第5章 第6節

10. 発表者及び通知先

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
池田土木事務所管内	同左管轄水防区域	池田土木事務所長	余野川	池田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市建設部長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			箕面川	池田市 水防管理者 箕面市 水防管理者 豊中市 水防管理者 関係各警察署 兵庫県宝塚土木事務所 兵庫県伊丹市 水防管理者 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市建設部長 総務部長 危機管理室長 署長 管理第2課長 危機管理室長 第3師団 第36普通科連隊
			千里川	豊中市 水防管理者 箕面市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 総務部長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			天竺川	豊中市 水防管理者 <u>大阪市 水防管理者</u> 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 <u>工務担当部長</u> 署長 第3師団 第36普通科連隊
			兔川	豊中市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 署長 第3師団 第36普通科連隊
			高川	豊中市 水防管理者 大阪市 水防管理者 吹田市 水防管理者 茨木土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 工務担当部長 危機管理室長 所長 署長 第3師団 第36普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受報者	受報担当者
富田林 木事務所 管内	同左管轄 水防区域	富田林 木事務所 長	石川 (上流域)	富田林市 水防管理者 河南町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理室長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			石川 (中流域)	富田林市 水防管理者 羽曳野市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理室長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			石川 (下流域)	八尾土木事務所 藤井寺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	所長 危機管理課長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			東除川	羽曳野市水防管理者 松原市 水防管理者 大阪市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理課長 工務担当部長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			西除川 (上流域)	大阪狭山市 水防管理者 堺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	防災・防犯推進室 長 土木部長 署長 第3師団 第37普通科連隊
			西除川 (下流域)	松原市 水防管理者 堺市 水防管理者 <u>大阪市 水防管理者</u> 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 土木部長 <u>工務担当部長</u> 署長 第3師団 第37普通科連隊

第17章 第1節

水系名	河川名	浸水想定 区 域 公表時点	想 定 最 大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	山田川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	吹田市、茨木市、 摂津市← <del>大阪市</del>
淀川	茨木川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	吹田市、茨木市、 摂津市← <del>大阪市</del>
淀川	芥川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市
淀川	女瀬川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市、茨木市
淀川	檜尾川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市、 三島郡島本町
淀川	水無瀬川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	高槻市、 三島郡島本町
淀川	天野川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	枚方市、交野市、 四條畷市
淀川	穂谷川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	枚方市、交野市
淀川	船橋川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	枚方市
大和川	東除川	R1.11.26	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、堺市、八 尾市、富田林市、 松原市、藤井寺 市、羽曳野市、大 阪狭山市
大和川	西除川 (上流)	R1.11.26	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	堺市、富田林市、 河内長野市、大阪 狭山市
大和川	西除川 (下流)	R1.11.26	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市、堺市、松 原市、大阪狭山市
石津川	石津川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu3.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is&lt;br/&gt;hizu4.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is hizu4.html</a>	堺市
芦田川	芦田川	R2.3.25	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k&lt;br/&gt;eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k eikaku/kozuishinso.html</a>	堺市、泉大津市、 高石市